

# 枚方市議会定例会議案書

(令和6年12月定例会議会)

(追加②)

## 目 次

報告第19号	専決事項の報告について	… 1
	専決第13号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	… 2
議案第75号	令和6年度大阪府枚方市一般会計補正予算(第7号)	… 5
議案第76号	令和6年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	… 67
議案第77号	令和6年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算(第4号)	… 81
議案第78号	令和6年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	… 93
議案第79号	令和6年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算(第3号)	…104
議案第80号	令和6年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算(第3号)	…115
議案第81号	令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算(第3号)	…120
議案第82号	市長等の給与に関する条例及び市長等の給与に関する特別措置条例の一部改正について	…130
議案第83号	枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	…134



専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年（2024年）12月16日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項 和解及び損害賠償の額を定めることについて（1件）

和解及び損害賠償の額を定めることについて

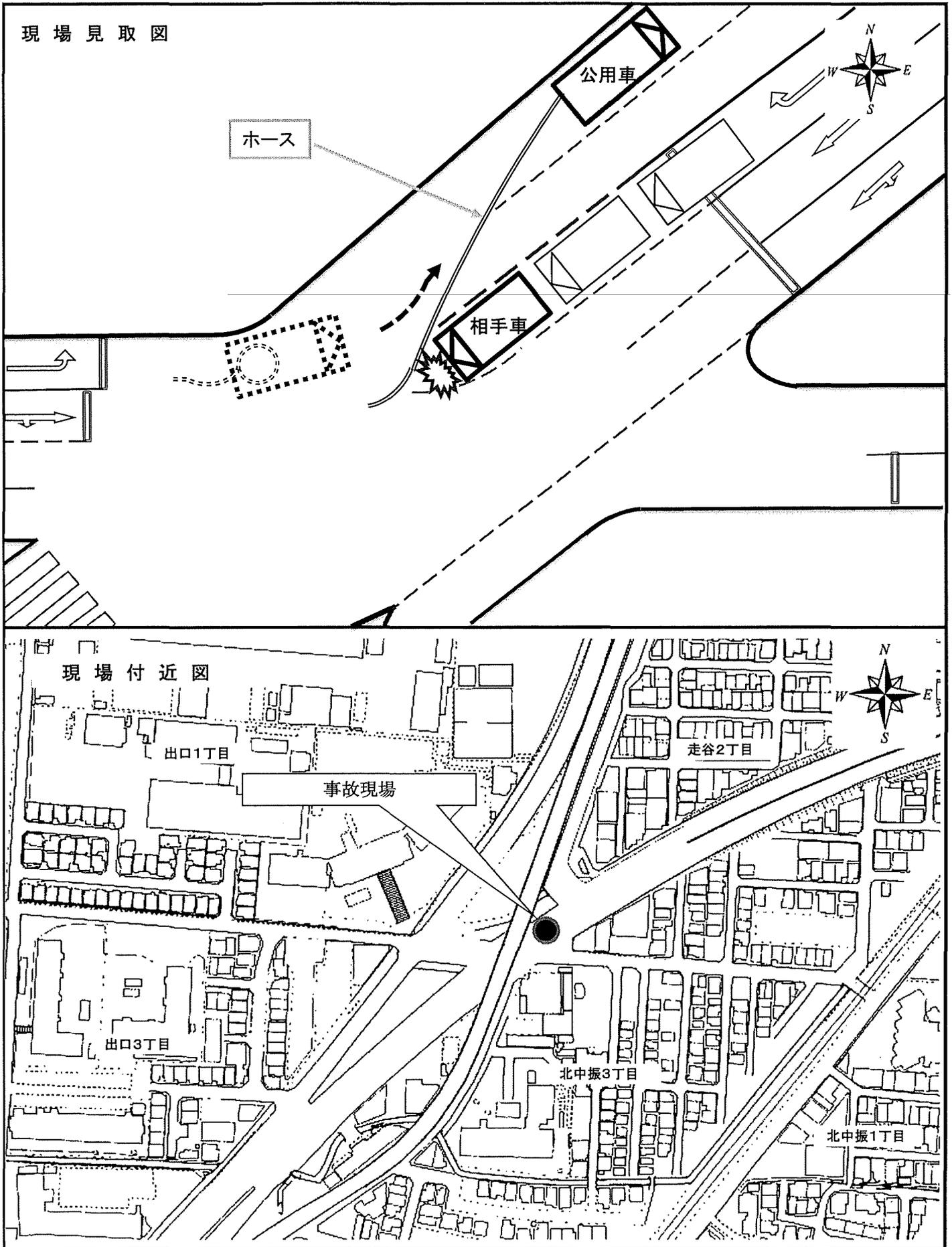
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年（2024年）12月3日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 和解及び賠償の相手方 枚方市在住者
2. 事件の内容 令和6年8月13日午前9時10分ごろ、本市環境部職員が公用車（し尿収集車・大阪800せ9078）を運転し、走谷2丁目交差点から国道1号の京都方面に左折進入した際、架装部に収納されていた40メートルのホースがすべて路上に出ていることにより、対向車線で信号待ちをしていた枚方市在住者が所有する軽貨物車の前方部に同ホースが接触し、同車が損傷した事故である。
3. 賠償の額 金 119,900円
4. 和解の内容
  - (1) 本市は相手方に対し自己責任額金119,900円を支払う。
  - (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。





令和 6 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 919,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 167,755,342千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年（2024 年）12 月 16 日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		39,769,044	8,694	39,777,738
	(2) 国庫補助金	9,409,271	5,389	9,414,660
	(3) 国庫委託金	93,584	3,305	96,889
16. 府支出金		15,634,964	1,269	15,636,233
	(3) 府委託金	3,098,382	1,269	3,099,651
19. 繰入金		8,066,810	909,177	8,975,987
	(1) 基金繰入金	7,944,211	909,177	8,853,388
歳 入 合 計		166,836,202	919,140	167,755,342

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		660,195	7,938	668,133
	(1) 議会費	660,195	7,938	668,133
2. 総務費		12,764,956	166,528	12,931,484
	(1) 総務管理費	9,445,539	101,229	9,546,768
	(2) 徴税費	1,673,336	24,835	1,698,171
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,281,824	35,000	1,316,824
	(4) 選挙費	233,854	2,778	236,632
	(5) 統計調査費	37,251	777	38,028
	(6) 監査委員費	93,152	1,909	95,061
3. 民生費		86,443,361	353,239	86,796,600
	(1) 社会福祉費	38,773,635	76,667	38,850,302
	(2) 児童福祉費	33,202,495	243,260	33,445,755
	(3) 生活保護費	14,466,431	33,312	14,499,743
4. 衛生費		15,659,278	89,734	15,749,012
	(1) 保健衛生費	8,611,044	52,077	8,663,121
	(2) 清掃費	7,048,234	37,657	7,085,891
5. 農林水産業費		192,733	2,829	195,562
	(1) 農業費	192,733	2,829	195,562
6. 商工費		354,932	5,587	360,519
	(1) 商工費	354,932	5,587	360,519
7. 土木費		14,949,560	60,931	15,010,491
	(1) 土木管理費	381,055	10,971	392,026
	(2) 道路橋梁費	3,442,681	13,271	3,455,952
	(4) 都市計画費	11,083,382	36,689	11,120,071
8. 消防費		4,966,617	2,110	4,968,727
	(1) 消防費	4,966,617	2,110	4,968,727
9. 教育費		15,996,771	230,244	16,227,015
	(1) 教育総務費	4,588,461	113,447	4,701,908
	(2) 小学校費	4,425,993	29,239	4,455,232
	(3) 中学校費	1,428,294	12,535	1,440,829
	(4) 幼稚園費	675,150	5,890	681,040
	(5) 社会教育費	1,752,054	32,223	1,784,277
	(6) 保健体育費	3,126,819	36,910	3,163,729
歳 出 合 計		166,836,202	919,140	167,755,342

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	39,769,044	8,694	39,777,738		
(項)					
(2) 国庫補助金	9,409,271	5,389	9,414,660		
1. 総務費国庫補助金	5,457,339	5,389	5,462,728	1. 総務費補助金	5,389
(項)					
(3) 国庫委託金	93,584	3,305	96,889		
2. 民生費委託金	72,207	3,305	75,512	1. 社会福祉費委託金	3,305
(款)					
16. 府支出金	15,634,964	1,269	15,636,233		
(項)					
(3) 府委託金	3,098,382	1,269	3,099,651		
1. 総務費委託金	745,256	1,269	746,525	1. 総務費委託金	1,269
(款)					
19. 繰入金	8,066,810	909,177	8,975,987		
(項)					
(1) 基金繰入金	7,944,211	909,177	8,853,388		
1. 基金繰入金	7,944,211	909,177	8,853,388	1. 基金繰入金	909,177
歳 入 合 計	166,836,202	919,140	167,755,342		

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
2. 個人番号カード交付事務費補助金	5,389	1. 個人番号カード交付事務費補助金	5,389
1. 国民年金保険委託金	3,305	1. 国民年金保険委託金	3,305
9. 衆議院議員選挙委託金	1,269	1. 衆議院議員選挙委託金	1,269
23. 財政調整基金繰入金	909,177	1. 財政調整基金繰入金	909,177

## 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 議 会 費	660,195	7,938	668,133	-	-	-	7,938
(項)							
(1) 議 会 費	660,195	7,938	668,133	-	-	-	7,938
1. 議 会 費	481,061	2,605	483,666	-	-	-	2,605
2. 事務局費	179,134	5,333	184,467	-	-	-	5,333
(款)							
2. 総 務 費	12,764,956	166,528	12,931,484	6,658	-	-	159,870
(項)							
(1) 総務管理費	9,445,539	101,229	9,546,768	-	-	-	101,229
1. 一般管理費	3,984,924	98,204	4,083,128	-	-	-	98,204

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 2,605	10. 期末手当 2,605	1. 人件費 2,605 (1) 市議会議員 2,605 ア. 期末手当 2,605
2. 給料 2,336	2. 一般職給 2,336	1. 人件費 5,333 (1) 一般職員 5,333
3. 職員手当等 2,121	2. 地域手当 234 5. 時間外勤務手当 131 10. 期末手当 924 11. 勤勉手当 832	
4. 共済費 876	3. 共済組合負担金 876	
1. 報酬 16,764	3. 非常勤職員報酬 16,764	1. 人件費 98,204 (1) 特別職 149 ア. 手当 140 イ. 共済費 9 (2) パートタイム会計年度任用職員 26,512 ア. 報酬 16,764 イ. 手当 7,084 ウ. 共済費 2,664 (3) 一般職員 69,462 (4) 再任用職員 1,510 (5) 任期付常勤職員 571
2. 給料 30,587	2. 一般職給 30,587	
3. 職員手当等 36,492	2. 地域手当 3,062 5. 時間外勤務手当 2,099 10. 期末手当 16,604	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 財産管理費	158,632	381	159,013	-	-	-	381
12. 企 画 費	414,284	381	414,665	-	-	-	381
22. 文化振興費	921,953	381	922,334	-	-	-	381

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	11. 勤勉手当 14,727		
4. 共 済 費 14,361	3. 共済組合負担金 12,747 10. 厚生年金負担金 1,614		
1. 報 酬 226	3. 非常勤職員報酬 226	1. 人 件 費 381	
3. 職員手当等 102	10. 期末手当 55 11. 勤勉手当 47	(1) パートタイム会計年度任用職員 381	
4. 共 済 費 53	3. 共済組合負担金 21 10. 厚生年金負担金 32	ア. 報 酬 226 イ. 手 当 102 ウ. 共 済 費 53	
1. 報 酬 226	3. 非常勤職員報酬 226	1. 人 件 費 381	
3. 職員手当等 102	10. 期末手当 55 11. 勤勉手当 47	(1) パートタイム会計年度任用職員 381	
4. 共 済 費 53	3. 共済組合負担金 21 10. 厚生年金負担金 32	ア. 報 酬 226 イ. 手 当 102 ウ. 共 済 費 53	
1. 報 酬 226	3. 非常勤職員報酬 226	1. 人 件 費 381	
3. 職員手当等 102	10. 期末手当 55	(1) パートタイム会計年度任用職員 381	
		ア. 報 酬 226 イ. 手 当 102 ウ. 共 済 費 53	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
26. 生涯学習費	903,534	1,882	905,416	-	-	-	1,882
(項)							
(2) 徴 税 費	1,673,336	24,835	1,698,171	-	-	-	24,835
1. 賦 課 費	651,292	17,448	668,740	-	-	-	17,448

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	11. 勤勉手当 47	
4. 共 済 費 53	3. 共済組合負担金 21 10. 厚生年金負担金 32	
1. 報 酬 869	3. 非常勤職員報酬 869	1. 人 件 費 1,882 (1) パートタイム会計年度任用職員 1,296 ア. 報 酬 869 イ. 手 当 372 ウ. 共 済 費 55 (2) 一般職員 307 (3) 再任用職員 279
2. 給 料 240	2. 一般職給 240	
3. 職員手当等 621	2. 地域手当 25 5. 時間外勤務手当 13 10. 期末手当 310 11. 勤勉手当 273	
4. 共 済 費 152	3. 共済組合負担金 119 10. 厚生年金負担金 33	
2. 給 料 7,556	2. 一般職給 7,556	1. 人 件 費 17,448 (1) 一般職員 17,030 (2) 再任用職員 191 (3) 任期待常勤職員 227
3. 職員手当等 7,010	2. 地域手当 757 5. 時間外勤務手当 334 10. 期末手当 3,129	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 徴 収 費	468,699	7,387	476,086	-	-	-	7,387
(項)							
(3) 戸籍住民基本台帳費	1,281,824	35,000	1,316,824	5,389	-	-	29,611
1. 戸籍住民基本台帳費	1,276,911	35,000	1,311,911	5,389	-	-	29,611

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	11. 勤勉手当 2,790	
4. 共 済 費 2,882	3. 共済組合負担金 2,882	
1. 報 酬 73	3. 非常勤職員報酬 73	1. 人 件 費 7,387 (1) パートタイム会計年度任用職員 145 ア. 報 酬 73 イ. 手 当 52 ウ. 共 済 費 20 (2) 一般職員 7,045 (3) 再任用職員 197
2. 給 料 3,249	2. 一般職給 3,249	
3. 職員手当等 2,832	2. 地域手当 325 5. 時間外勤務手当 39 10. 期末手当 1,298 11. 勤勉手当 1,170	
4. 共 済 費 1,233	3. 共済組合負担金 1,221 10. 厚生年金負担金 12	
1. 報 酬 11,814	3. 非常勤職員報酬 11,814	1. 人 件 費 35,000 (1) パートタイム会計年度任用職員 18,735 ア. 報 酬 11,814 イ. 手 当 4,843 ウ. 共 済 費 2,078 (2) 一般職員 13,060 (3) 再任用職員 1,091 (4) 任期付短時間職員 2,114
2. 給 料 6,116	2. 一般職給 6,116	
3. 職員手当等 12,381	2. 地域手当 614 5. 時間外勤務手当 308	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(4)選 挙 費	233,854	2,778	236,632	1,269	-	-	1,509
1. 選挙管理委員会 費	73,815	1,509	75,324	-	-	-	1,509
13. 衆議院議員選挙 費	158,867	1,269	160,136	1,269	-	-	-
(項)							
(5)統計調査費	37,251	777	38,028	-	-	-	777

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 期末手当 6,099	
	11. 勤勉手当 5,360	
4. 共 済 費 4,689	3. 共済組合負担金 3,256	
	5. 雇用保険料 169	
	10. 厚生年金負担金 1,264	
2. 給 料 593	2. 一般職給 593	1. 人 件 費 1,509 (1) 一般職員 1,509
3. 職員手当等 662	2. 地域手当 60	
	5. 時間外勤務手当 2	
	10. 期末手当 312	
	11. 勤勉手当 288	
4. 共 済 費 254	3. 共済組合負担金 254	
1. 報 酬 17	3. 非常勤職員報酬 17	1. 人 件 費 1,269 (1) パートタイム会計年度任用職員 17 ア. 報 酬 17 (2) 一般職員 1,196 ア. 時間外勤務手当 1,196 (3) 再任用職員 11 (4) 任期付職員 45
3. 職員手当等 1,252	5. 時間外勤務手当 1,252	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 統計調査総務費	25,718	775	26,493	-	-	-	775
2. 基幹統計調査費	11,533	2	11,535	-	-	-	2
(項)							
(6) 監査委員費	93,152	1,909	95,061	-	-	-	1,909
1. 監査委員費	93,152	1,909	95,061	-	-	-	1,909
(款)							
3. 民生費	86,443,361	353,239	86,796,600	3,305	-	-	349,934
(項)							
(1) 社会福祉費	38,773,635	76,667	38,850,302	3,305	-	-	73,362

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 333	2. 一般職給 333	1. 人 件 費 775 (1) 一般職員 775
3. 職員手当等 313	2. 地域手当 34 5. 時間外勤務手当 10 10. 期末手当 141 11. 勤勉手当 128	
4. 共 済 費 129	3. 共済組合負担金 129	
3. 職員手当等 2	5. 時間外勤務手当 2	1. 人 件 費 2 (1) 一般職員 2
2. 給 料 785	2. 一般職給 785	1. 人 件 費 1,909 (1) 監査委員(常勤) 49 ア. 手 当 46 イ. 共 済 費 3 (2) 一般職員 1,662 (3) 再任用職員 198
3. 職員手当等 809	2. 地域手当 79 5. 時間外勤務手当 8 10. 期末手当 400 11. 勤勉手当 322	
4. 共 済 費 315	3. 共済組合負担金 315	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 社会福祉総務費	1,242,985	14,059	1,257,044	-	-	-	14,059
2. 老人福祉費	1,360,180	4,225	1,364,405	-	-	-	4,225

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 1,391	3. 非常勤職員報酬 1,391	1. 人 件 費 14,059 (1) パートタイム会計年度任用職員 2,355 ア. 報 酬 1,391 イ. 手 当 640 ウ. 共 済 費 324
2. 給 料 4,783	2. 一般職給 4,783	(2) 一般職員 11,542 (3) 再任用職員 162
3. 職員手当等 5,685	2. 地域手当 482 5. 時間外勤務手当 570 10. 期末手当 2,434 11. 勤勉手当 2,199	
4. 共 済 費 2,200	3. 共済組合負担金 2,001 10. 厚生年金負担金 199	
1. 報 酬 226	3. 非常勤職員報酬 226	1. 人 件 費 4,225 (1) パートタイム会計年度任用職員 381 ア. 報 酬 226 イ. 手 当 102 ウ. 共 済 費 53
2. 給 料 1,653	2. 一般職給 1,653	(2) 一般職員 3,744 (3) 再任用職員 100
3. 職員手当等 1,697	2. 地域手当 167 5. 時間外勤務手当 315 10. 期末手当 643 11. 勤勉手当 572	
4. 共 済 費 649	3. 共済組合負担金 617 10. 厚生年金負担金 32	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 障害者福祉総務費	829,492	13,652	843,144	-	-	-	13,652
8. 国民健康保険費	3,942,554	20,256	3,962,810	-	-	-	20,256
9. 国民年金費	199,447	3,305	202,752	3,305	-	-	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 2,360	3. 非常勤職員報酬 2,360	1. 人 件 費 13,652 (1) パートタイム会計年度任用職員 3,917 ア. 報 酬 2,360 イ. 手 当 1,027 ウ. 共 済 費 530
2. 給 料 4,245	2. 一般職給 4,245	(2) 一般職員 8,760 (3) 任期付短時間職員 975
3. 職員手当等 5,017	2. 地域手当 426 5. 時間外勤務手当 663 10. 期末手当 2,084 11. 勤勉手当 1,844	
4. 共 済 費 2,030	3. 共済組合負担金 1,638 10. 厚生年金負担金 392	
27. 繰 出 金 20,256	1. 繰 出 金 20,256	1. 国民健康保険特別会計への繰出金 20,256 (1) 職員給与等分 20,256
1. 報 酬 908	3. 非常勤職員報酬 908	1. 人 件 費 3,305 (1) パートタイム会計年度任用職員 1,521 ア. 報 酬 908 イ. 手 当 404 ウ. 共 済 費 209
2. 給 料 786	2. 一般職給 786	(2) 一般職員 1,783 (3) 再任用職員 1
3. 職員手当等 1,104	2. 地域手当 79 5. 時間外勤務手当 15 10. 期末手当 535 11. 勤勉手当 475	
4. 共 済 費 507	3. 共済組合負担金 382	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 介護保険費	5,806,501	18,071	5,824,572	-	-	-	18,071
11. 後期高齢者医療費	6,584,143	3,099	6,587,242	-	-	-	3,099
(項)							
(2) 児童福祉費	33,202,495	243,260	33,445,755	-	-	-	243,260
1. 児童福祉総務費	12,580,768	42,978	12,623,746	-	-	-	42,978
2. 保育所費	15,866,634	128,483	15,995,117	-	-	-	128,483

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 厚生年金負担金 125	
27. 繰 出 金 18,071	1. 繰 出 金 18,071	1. 介護保険特別会計への繰出金 18,071 (1) 職員給与等分 18,071
27. 繰 出 金 3,099	1. 繰 出 金 3,099	1. 後期高齢者医療特別会計への繰出金 3,099 (1) 職員給与等分 3,099
1. 報 酬 4,483	3. 非常勤職員報酬 4,483	1. 人 件 費 42,978 (1) パートタイム会計年度任用職員 7,530 ア. 報 酬 4,483 イ. 手 当 2,111 ウ. 共 済 費 936
2. 給 料 15,361	2. 一般職給 15,361	(2) 一般職員 32,065 (3) 再任用職員 581 (4) 任期付短時間職員 2,251 (5) 任期付常勤職員 551
3. 職員手当等 16,546	2. 地域手当 1,543 5. 時間外勤務手当 1,495 10. 期末手当 7,146 11. 勤勉手当 6,362	
4. 共 済 費 6,588	3. 共済組合負担金 5,873 10. 厚生年金負担金 715	
1. 報 酬 15,476	3. 非常勤職員報酬 15,476	1. 人 件 費 128,483 (1) パートタイム会計年度任用職員 24,430 ア. 報 酬 15,476 イ. 手 当 6,538 ウ. 共 済 費 2,416
2. 給 料 50,198	2. 一般職給 50,198	(2) フルタイム会計年度任用職員 18,576 ア. 給 料 10,870 イ. 手 当 6,450
3. 職員手当等 44,894	2. 地域手当 5,025	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 家庭児童相談費	42,124	355	42,479	-	-	-	355
7. 青少年対策費	180,200	1,774	181,974	-	-	-	1,774
8. 放課後児童対策費	1,597,690	42,083	1,639,773	-	-	-	42,083

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	5. 時間外勤務手当 729	ウ. 共 済 費 1,256
	10. 期末手当 20,866	(3) 一般職員 56,067
	11. 勤勉手当 18,274	(4) 再任用職員 498
		(5) 任期付短時間職員 1,143
		(6) 任期付常勤職員 27,769
4. 共 済 費 17,915	3. 共済組合負担金 16,272	
	10. 厚生年金負担金 1,643	
1. 報 酬 97	3. 非常勤職員報酬 97	1. 人 件 費 355
3. 職員手当等 213	10. 期末手当 109	(1) パートタイム会計年度任用職員 355
	11. 勤勉手当 104	ア. 報 酬 97
4. 共 済 費 45	3. 共済組合負担金 18	イ. 手 当 213
	10. 厚生年金負担金 27	ウ. 共 済 費 45
1. 報 酬 1,127	3. 非常勤職員報酬 1,127	1. 人 件 費 1,774
3. 職員手当等 494	10. 期末手当 265	(1) パートタイム会計年度任用職員 1,774
	11. 勤勉手当 229	ア. 報 酬 1,127
4. 共 済 費 153	3. 共済組合負担金 62	イ. 手 当 494
	10. 厚生年金負担金 91	ウ. 共 済 費 153
1. 報 酬 13,986	3. 非常勤職員報酬 13,986	1. 人 件 費 42,083
		(1) パートタイム会計年度任用職員 22,064

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 児童発達支援センター費	682,980	27,587	710,567	-	-	-	27,587
(項) (3)生活保護費	14,466,431	33,312	14,499,743	-	-	-	33,312

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 10,447	2. 一般職給 10,447	ア. 報 酬 13,986 イ. 手 当 5,350 ウ. 共 済 費 2,728
3. 職員手当等 13,276	2. 地域手当 1,046 5. 時間外勤務手当 1,044 10. 期末手当 5,977 11. 勤勉手当 5,209	(2) フルタイム会計年度任用職員 15,664 ア. 給 料 8,362 イ. 手 当 6,221 ウ. 共 済 費 1,081
4. 共 済 費 4,374	3. 共済組合負担金 2,372 10. 厚生年金負担金 2,002	(3) 任期付短時間職員 4,355
1. 報 酬 115	3. 非常勤職員報酬 115	1. 人 件 費 27,587
2. 給 料 12,731	2. 一般職給 12,731	(1) パートタイム会計年度任用職員 304 ア. 報 酬 115 イ. 手 当 147 ウ. 共 済 費 42
3. 職員手当等 10,460	2. 地域手当 1,275 5. 時間外勤務手当 433 10. 期末手当 4,646 11. 勤勉手当 4,106	(2) フルタイム会計年度任用職員 2,642 ア. 給 料 1,560 イ. 手 当 922 ウ. 共 済 費 160
4. 共 済 費 4,281	3. 共済組合負担金 4,256 10. 厚生年金負担金 25	(3) 一般職員 15,872 (4) 再任用職員 364 (5) 任期付常勤職員 8,405

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 生活保護総務費	770,302	33,312	803,614	-	-	-	33,312
(款)							
4. 衛 生 費	15,659,278	89,734	15,749,012	-	-	-	89,734
(項)							
(1) 保健衛生費	8,611,044	52,077	8,663,121	-	-	-	52,077
2. 保健所費	1,265,056	19,469	1,284,525	-	-	-	19,469

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 3,458	3. 非常勤職員報酬 3,458	1. 人 件 費 33,312 (1) パートタイム会計年度任用職員 5,756 ア. 報 酬 3,458 イ. 手 当 1,549 ウ. 共 済 費 749
2. 給 料 12,544	2. 一般職給 12,544	(2) 一般職員 21,426 (3) 再任用職員 161 (4) 任期付常勤職員 5,969
3. 職員手当等 12,156	2. 地域手当 1,257 5. 時間外勤務手当 1,397 10. 期末手当 5,042 11. 勤勉手当 4,460	
4. 共 済 費 5,154	3. 共済組合負担金 4,701 10. 厚生年金負担金 453	
1. 報 酬 854	3. 非常勤職員報酬 854	1. 人 件 費 19,469 (1) パートタイム会計年度任用職員 1,492 ア. 報 酬 854 イ. 手 当 430 ウ. 共 済 費 208
2. 給 料 7,986	2. 一般職給 7,986	(2) 一般職員 17,569 (3) 再任用職員 93 (4) 任期付常勤職員 315
3. 職員手当等 7,447	2. 地域手当 803 5. 時間外勤務手当 172 10. 期末手当 3,455 11. 勤勉手当 3,017	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 予 防 費	4,962,085	28,406	4,990,491	-	-	-	28,406
6. 公害対策費	176,311	4,202	180,513	-	-	-	4,202

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
4. 共 済 費 3,182	3. 共済組合負担金 3,058 10. 厚生年金負担金 124	
1. 報 酬 2,835	3. 非常勤職員報酬 2,835	1. 人 件 費 28,406 (1) パートタイム会計年度任用職員 4,464 ア. 報 酬 2,835 イ. 手 当 1,099 ウ. 共 済 費 530 (2) 一般職員 23,834 (3) 再任用職員 108
2. 給 料 10,949	2. 一般職給 10,949	
3. 職員手当等 10,128	2. 地域手当 1,098 5. 時間外勤務手当 413 10. 期末手当 4,556 11. 勤勉手当 4,061	
4. 共 済 費 4,494	3. 共済組合負担金 4,176 10. 厚生年金負担金 318	
2. 給 料 1,495	2. 一般職給 1,495	1. 人 件 費 4,202 (1) 一般職員 4,202
3. 職員手当等 2,004	2. 地域手当 150 5. 時間外勤務手当 29 10. 期末手当 968 11. 勤勉手当 857	
4. 共 済 費 703	3. 共済組合負担金 703	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2)清 掃 費	7,048,234	37,657	7,085,891	-	-	-	37,657
1.塵芥処理費	6,614,854	34,176	6,649,030	-	-	-	34,176
2.し尿処理費	433,380	3,481	436,861	-	-	-	3,481

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 2,739	3. 非常勤職員報酬 2,739	1. 人 件 費 34,176 (1) パートタイム会計年度任用職員 4,521 ア. 報 酬 2,739 イ. 手 当 1,174 ウ. 共 済 費 608
2. 給 料 9,653	2. 一般職給 9,653	(2) 一般職員 28,057 (3) 再任用職員 1,598
3. 職員手当等 16,247	2. 地域手当 967 5. 時間外勤務手当 334 10. 期末手当 7,860 11. 勤勉手当 7,086	
4. 共 済 費 5,537	3. 共済組合負担金 5,148 10. 厚生年金負担金 389	
2. 給 料 1,117	2. 一般職給 1,117	1. 人 件 費 3,481 (1) 一般職員 3,185 (2) 再任用職員 296
3. 職員手当等 1,783	2. 地域手当 113 5. 時間外勤務手当 14 10. 期末手当 872 11. 勤勉手当 784	
4. 共 済 費 581	3. 共済組合負担金 571 10. 厚生年金負担金 10	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
5. 農林水産業費	192,733	2,829	195,562	-	-	-	2,829
(項)							
(1) 農 業 費	192,733	2,829	195,562	-	-	-	2,829
1. 農業委員会費	75,906	1,439	77,345	-	-	-	1,439
2. 農業総務費	42,357	1,390	43,747	-	-	-	1,390
(款)							
6. 商 工 費	354,932	5,587	360,519	-	-	-	5,587
(項)							
(1) 商 工 費	354,932	5,587	360,519	-	-	-	5,587

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 578	2. 一般職給 578	1. 人 件 費 1,439 (1) 一般職員 1,339 (2) 再任用職員 100
3. 職員手当等 623	2. 地域手当 59 5. 時間外勤務手当 29 10. 期末手当 279 11. 勤勉手当 256	
4. 共 済 費 238	3. 共済組合負担金 238	
2. 給 料 603	2. 一般職給 603	1. 人 件 費 1,390 (1) 一般職員 1,390
3. 職員手当等 561	2. 地域手当 61 5. 時間外勤務手当 49 10. 期末手当 237 11. 勤勉手当 214	
4. 共 済 費 226	3. 共済組合負担金 226	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 商工総務費	148,203	5,587	153,790	-	-	-	5,587
(款)							
7. 土 木 費	14,949,560	60,931	15,010,491	-	-	-	60,931
(項)							
(1) 土木管理費	381,055	10,971	392,026	-	-	-	10,971
1. 土木総務費	381,055	10,971	392,026	-	-	-	10,971

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 1,389	3. 非常勤職員報酬 1,389	1. 人 件 費 5,587 (1) パートタイム会計年度任用職員 2,323 ア. 報 酬 1,389 イ. 手 当 643 ウ. 共 済 費 291 (2) 一般職員 3,264
2. 給 料 1,353	2. 一般職給 1,353	
3. 職員手当等 2,016	2. 地域手当 137 5. 時間外勤務手当 74 10. 期末手当 950 11. 勤勉手当 855	
4. 共 済 費 829	3. 共済組合負担金 667 10. 厚生年金負担金 162	
1. 報 酬 917	3. 非常勤職員報酬 917	1. 人 件 費 10,971 (1) パートタイム会計年度任用職員 1,547 ア. 報 酬 917 イ. 手 当 417 ウ. 共 済 費 213 (2) 一般職員 8,906 (3) 再任用職員 281 (4) 任期付常勤職員 237
2. 給 料 4,103	2. 一般職給 4,103	
3. 職員手当等 4,170	2. 地域手当 412 5. 時間外勤務手当 116 10. 期末手当 1,917 11. 勤勉手当 1,725	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2)道路橋梁費	3,442,681	13,271	3,455,952	-	-	-	13,271
1. 道路橋梁総務費	1,720,939	13,271	1,734,210	-	-	-	13,271
(項)							
(4)都市計画費	11,083,382	36,689	11,120,071	-	-	-	36,689
1. 都市計画総務費	715,373	20,181	735,554	-	-	-	20,181

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
4. 共 済 費 1,781	3. 共済組合負担金 1,654 10. 厚生年金負担金 127	
1. 報 酬 228	3. 非常勤職員報酬 228	1. 人 件 費 13,271 (1) パートタイム会計年度任用職員 383 ア. 報 酬 228 イ. 手 当 102 ウ. 共 済 費 53 (2) 一般職員 12,826 (3) 再任用職員 62
2. 給 料 4,981	2. 一般職給 4,981	
3. 職員手当等 5,876	2. 地域手当 500 5. 時間外勤務手当 219 10. 期末手当 2,729 11. 勤勉手当 2,428	
4. 共 済 費 2,186	3. 共済組合負担金 2,149 10. 厚生年金負担金 37	
1. 報 酬 459	3. 非常勤職員報酬 459	1. 人 件 費 20,181 (1) パートタイム会計年度任用職員 775 ア. 報 酬 459 イ. 手 当 209 ウ. 共 済 費 107 (2) 一般職員 18,980 (3) 再任用職員 189 (4) 任期付常勤職員 237
2. 給 料 8,510	2. 一般職給 8,510	
3. 職員手当等 7,893	2. 地域手当 852 5. 時間外勤務手当 337	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 開 発 費	369,948	9,108	379,056	-	-	-	9,108
3. 公 園 費	964,987	7,400	972,387	-	-	-	7,400

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 期末手当 3,526	
	11. 勤勉手当 3,178	
4. 共 済 費 3,319	3. 共済組合負担金 3,255	
	10. 厚生年金負担金 64	
1. 報 酬 761	3. 非常勤職員報酬 761	1. 人 件 費 9,108 (1) パートタイム会計年度任用職員 1,309 ア. 報 酬 761 イ. 手 当 368 ウ. 共 済 費 180 (2) 一般職員 7,799
2. 給 料 3,414	2. 一般職給 3,414	
3. 職員手当等 3,442	2. 地域手当 342 5. 時間外勤務手当 18 10. 期末手当 1,622 11. 勤勉手当 1,460	
4. 共 済 費 1,491	3. 共済組合負担金 1,383 10. 厚生年金負担金 108	
2. 給 料 3,102	2. 一般職給 3,102	1. 人 件 費 7,400 (1) 一般職員 7,237 (2) 再任用職員 163
3. 職員手当等 3,093	2. 地域手当 311 5. 時間外勤務手当 91 10. 期末手当 1,406	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
8. 消 防 費	4,966,617	2,110	4,968,727	-	-	-	2,110
(項)							
(1) 消 防 費	4,966,617	2,110	4,968,727	-	-	-	2,110
2. 非常備消防費	94,538	666	95,204	-	-	-	666
5. 災害対策費	142,063	1,444	143,507	-	-	-	1,444

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	11. 勤勉手当 1,285		
4. 共 済 費 1,205	3. 共済組合負担金 1,205		
2. 給 料 291	2. 一般職給 291	1. 人 件 費 (1) 一般職員	666 666
3. 職員手当等 269	2. 地域手当 30 5. 時間外勤務手当 38 10. 期末手当 106 11. 勤勉手当 95		
4. 共 済 費 106	3. 共済組合負担金 106		
2. 給 料 618	2. 一般職給 618	1. 人 件 費 (1) 一般職員 (2) 任期付常勤職員	1,444 1,129 315
3. 職員手当等 593	2. 地域手当 63 5. 時間外勤務手当 60 10. 期末手当 296 11. 勤勉手当 174		
4. 共 済 費 233	3. 共済組合負担金 233		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
9. 教 育 費	15,996,771	230,244	16,227,015	-	-	-	230,244
(項)							
(1) 教育総務費	4,588,461	113,447	4,701,908	-	-	-	113,447
2. 事務局費	3,340,245	85,255	3,425,500	-	-	-	85,255
3. 教育研究費	1,180,472	26,470	1,206,942	-	-	-	26,470

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 31,768	3. 非常勤職員報酬 31,768	1. 人 件 費 85,255 (1) パートタイム会計年度任用職員 50,227 ア. 報 酬 31,768 イ. 手 当 13,971 ウ. 共 済 費 4,488
2. 給 料 13,219	2. 一般職給 13,219	(2) 一般職員 32,560 (3) 再任用職員 560 (4) 任期付常勤職員 1,908
3. 職員手当等 29,995	2. 地域手当 1,327 5. 時間外勤務手当 412 10. 期末手当 15,091 11. 勤勉手当 13,165	
4. 共 済 費 10,273	3. 共済組合負担金 7,053 5. 雇用保険料 120 9. 公立学校共済組 合負担金 1,408 10. 厚生年金負担金 1,692	
1. 報 酬 9,074	3. 非常勤職員報酬 9,074	1. 人 件 費 26,470 (1) パートタイム会計年度任用職員 15,790 ア. 報 酬 9,074 イ. 手 当 4,797 ウ. 共 済 費 1,919
2. 給 料 4,485	2. 一般職給 4,485	(2) 任期付短時間職員 8,373 (3) 任期付常勤職員 2,307
3. 職員手当等 9,464	2. 地域手当 449 5. 時間外勤務手当 1	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 教育文化センター費	59,267	1,722	60,989	-	-	-	1,722
(項)							
(2) 小学校費	4,425,993	29,239	4,455,232	-	-	-	29,239
1. 小学校管理費	3,974,372	29,239	4,003,611	-	-	-	29,239

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 期末手当 4,744	
	11. 勤勉手当 4,270	
4. 共 済 費 3,447	3. 共済組合負担金 1,188	
	9. 公立学校共済組 合負担金 425	
	10. 厚生年金負担金 1,834	
1. 報 酬 1,054	3. 非常勤職員報酬 1,054	1. 人 件 費 1,722
3. 職員手当等 485	10. 期末手当 260	(1) パートタイム会計年度任用職員 1,722
	11. 勤勉手当 225	ア. 報 酬 1,054
4. 共 済 費 183	3. 共済組合負担金 74	イ. 手 当 485
	10. 厚生年金負担金 109	ウ. 共 済 費 183
1. 報 酬 16,346	3. 非常勤職員報酬 16,346	1. 人 件 費 29,239
2. 給 料 534	2. 一般職給 534	(1) パートタイム会計年度任用職員 27,085
3. 職員手当等 8,431	2. 地域手当 54	ア. 報 酬 16,346
	5. 時間外勤務手当 4	イ. 手 当 7,171
	10. 期末手当 4,488	ウ. 共 済 費 3,568
		(2) 一般職員 1,966
		(3) 再任用職員 188

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(3) 中学校費	1,428,294	12,535	1,440,829	-	-	-	12,535
1. 中学校管理費	1,086,900	12,535	1,099,435	-	-	-	12,535
(項)							
(4) 幼稚園費	675,150	5,890	681,040	-	-	-	5,890
1. 幼稚園費	675,150	5,890	681,040	-	-	-	5,890

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	11. 勤勉手当 3,885	
4. 共 済 費 3,928	3. 共済組合負担金 1,812 10. 厚生年金負担金 2,116	
1. 報 酬 6,791	3. 非常勤職員報酬 6,791	1. 人 件 費 12,535 (1) パートタイム会計年度任用職員 11,281 ア. 報 酬 6,791 イ. 手 当 3,027 ウ. 共 済 費 1,463 (2) 一般職員 1,172 (3) 再任用職員 82
2. 給 料 225	2. 一般職給 225	
3. 職員手当等 3,845	2. 地域手当 23 5. 時間外勤務手当 1 10. 期末手当 2,052 11. 勤勉手当 1,769	
4. 共 済 費 1,674	3. 共済組合負担金 837 10. 厚生年金負担金 837	
1. 報 酬 1,821	3. 非常勤職員報酬 1,821	1. 人 件 費 5,890 (1) パートタイム会計年度任用職員 3,017 ア. 報 酬 1,821 イ. 手 当 809 ウ. 共 済 費 387 (2) 一般職員 2,081 (3) 任期付常勤職員 792
2. 給 料 425	2. 一般職給 425	
3. 職員手当等 2,782	2. 地域手当 43	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(5) 社会教育費	1,752,054	32,223	1,784,277	-	-	-	32,223
2. 文化財保護費	392,092	5,561	397,653	-	-	-	5,561
3. 図書館費	1,334,846	26,662	1,361,508	-	-	-	26,662

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	5. 時間外勤務手当 3	
	10. 期末手当 1,407	
	11. 勤勉手当 1,329	
4. 共 済 費 862	3. 共済組合負担金 339	
	9. 公立学校共済組 合負担金 304	
	10. 厚生年金負担金 219	
1. 報 酬 1,878	3. 非常勤職員報酬 1,878	1. 人 件 費 5,561
2. 給 料 1,001	2. 一般職給 1,001	(1) パートタイム会計年度任用職員 3,190
3. 職員手当等 1,866	2. 地域手当 101	ア. 報 酬 1,878
	5. 時間外勤務手当 72	イ. 手 当 884
	10. 期末手当 896	ウ. 共 済 費 428
	11. 勤勉手当 797	(2) 一般職員 2,271
4. 共 済 費 816	3. 共済組合負担金 560	(3) 再任用職員 100
	10. 厚生年金負担金 256	
1. 報 酬 2,499	3. 非常勤職員報酬 2,499	1. 人 件 費 26,662
		(1) パートタイム会計年度任用職員 4,188
		ア. 報 酬 2,499

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(6)保健体育費	3,126,819	36,910	3,163,729	-	-	-	36,910
1.保健体育総務費	191,947	2,872	194,819	-	-	-	2,872
4.学校給食費	2,431,758	34,038	2,465,796	-	-	-	34,038

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 10,589	2. 一般職給 10,589	イ. 手 当 1,115 ウ. 共 済 費 574
3. 職員手当等 9,661	2. 地域手当 1,061 5. 時間外勤務手当 94 10. 期末手当 4,542 11. 勤勉手当 3,964	(2) 一般職員 8,173 (3) 再任用職員 765 (4) 任期付短時間職員 13,536
4. 共 済 費 3,913	3. 共済組合負担金 2,435 5. 雇用保険料 26 10. 厚生年金負担金 1,452	
2. 給 料 1,232	2. 一般職給 1,232	1. 人 件 費 2,872 (1) 一般職員 2,678 (2) 再任用職員 194
3. 職員手当等 1,186	2. 地域手当 124 5. 時間外勤務手当 179 10. 期末手当 465 11. 勤勉手当 418	
4. 共 済 費 454	3. 共済組合負担金 454	
1. 報 酬 11,706	3. 非常勤職員報酬 11,706	1. 人 件 費 34,038 (1) パートタイム会計年度任用職員 19,306 ア. 報 酬 11,706

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
歳 出 合 計	166,836,202	919,140	167,755,342	9,963	-	-	909,177

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 5,861	2. 一般職給 5,861	イ. 手 当 5,098 ウ. 共 済 費 2,502
3. 職員手当等 11,536	2. 地域手当 588 5. 時間外勤務手当 226 10. 期末手当 5,708 11. 勤勉手当 5,014	(2) 一般職員 14,403 (3) 再任用職員 329
4. 共 済 費 4,935	3. 共済組合負担金 3,424 10. 厚生年金負担金 1,511	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考 [ 其 他 の 手 当 の 内 訳 ]	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 (年 間 支 給 率)	地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
補 正 前	長 等	5	-	43,292	22,092 (3.4月分)	4,330	815	70,529	13,030	83,559	通 815
	議 員	32	260,601	-	117,224 (4.5月分)	-	-	377,825	70,174	447,999	
	そ の 他 の 特 別 職	3,064	289,505	-	-	-	-	289,505	483	289,988	
	計	3,101	550,106	43,292	139,316	4,330	815	737,859	83,687	821,546	
補 正 額	長 等	-	-	-	186 ※(0.05月分)	-	-	186	12	198	
	議 員	-	-	-	2,605 (0.1月分)	-	-	2,605	-	2,605	
	そ の 他 の 特 別 職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	2,791	-	-	2,791	12	2,803	
補 正 後	長 等	5	-	43,292	22,278 (3.45月分)	4,330	815	70,715	13,042	83,757	通 815
	議 員	32	260,601	-	119,829 (4.6月分)	-	-	380,430	70,174	450,604	
	そ の 他 の 特 別 職	3,064	289,505	-	-	-	-	289,505	483	289,988	
	計	3,101	550,106	43,292	142,107	4,330	815	740,650	83,699	824,349	

(注) 備考欄(その他の手当の内訳)は次のとおり略している。

通…通勤手当

※市長のみ補正はなく、補正後の期末手当(年間支給率)は3.3月分である。

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前	(2,966) 1,878	2,585,978	8,145,835	7,419,816	18,151,629	3,270,801	21,422,430	
補正額	(-) -	166,961	260,867	321,553	749,381	125,530	874,911	
補正後	(2,966) 1,878	2,752,939	8,406,702	7,741,369	18,901,010	3,396,331	22,297,341	

(注) 臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
		扶 養 手 当	169,593	-
	地 域 手 当	861,389	26,158	887,547
	通 勤 手 当	208,091	-	208,091
	管 理 職 手 当	281,537	-	281,537
	時 間 外 勤 務 手 当	391,196	13,844	405,040
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	5,945	-	5,945
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	2,258,598	149,375	2,407,973
	勤 勉 手 当	1,830,393	132,176	1,962,569
	退 職 手 当	1,259,388	-	1,259,388
	住 居 手 当	138,315	-	138,315
	教 員 特 別 手 当	4,326	-	4,326
	初 任 給 調 整 手 当	5,405	-	5,405
	管理職員特別勤務手当	5,640	-	5,640

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	260,867	1 給与改定に伴う増減分	260,867		人事院勧告による給料月額改定 改定率 3.01% 給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		2 その他の増減分	-		

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
職員手当	321,553	1 制度改正に伴う増減分	95,052	期末手当	47,705	12月期 1.225月分→1.275月分 実施時期 令和6年12月1日
				勤勉手当	47,347	12月期 1.025月分→1.075月分 実施時期 令和6年12月1日
		2 その他の増減分	226,501	扶養手当	-	
				地域手当	26,158	
				通勤手当	-	
				管理職手当	-	
				時間外勤務手当	13,844	
				夜間勤務手当	-	
				特殊勤務手当	-	
				宿日直手当	-	
				期末手当	101,670	
				勤勉手当	84,829	
				退職手当	-	
				住居手当	-	
				教員特別手当	-	
				初任給調整手当	-	
				管理職員特別勤務手当	-	

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 前	2.25	2.25	4.50	有
補 正 後	2.25	2.35	4.60	有
国 の 制 度	2.25	2.35	4.60	有

## 性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	7,938	-	-	-	-	7,938
(2)総務費	166,528	-	-	-	-	166,528
(3)民生費	311,813	-	-	-	41,426	353,239
(4)衛生費	89,734	-	-	-	-	89,734
(5)農林水産業費	2,829	-	-	-	-	2,829
(6)商工費	5,587	-	-	-	-	5,587
(7)土木費	60,931	-	-	-	-	60,931
(8)消防費	2,110	-	-	-	-	2,110
(9)教育費	230,244	-	-	-	-	230,244
(10)公債費	-	-	-	-	-	-
(11)諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12)予備費	-	-	-	-	-	-
合計	877,714	-	-	-	41,426	919,140
現計予算の内訳	22,351,791	33,021,160	1,956,486	6,717,647	102,789,118	166,836,202
総計	23,229,505	33,021,160	1,956,486	6,717,647	102,830,544	167,755,342
総計の構成比 (%)	13.8	19.7	1.2	4.0	61.3	100.0



令和6年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和6年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,256千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,101,764千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年（2024年）12月16日提出

枚方市長 伏見 隆





歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
4. 繰入金	3,942,554	20,256	3,962,810		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	3,942,554	20,256	3,962,810		
1. 一般会計繰入金	3,942,554	20,256	3,962,810	3. 職員給与等繰入金	20,256
歳入合計	40,081,508	20,256	40,101,764		

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
1. 職員給与等繰入金	20,256	1. 職員給与等繰入金 20,256

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	672,115	18,238	690,353	-	-	-	18,238
(項)							
(1)総務管理費	636,767	18,238	655,005	-	-	-	18,238
1. 一般管理費	629,478	18,238	647,716	-	-	-	18,238
(款)							
3. 保健事業費	391,912	2,018	393,930	-	-	-	2,018
(項)							
(1)特定健康診査等 事業費	350,389	2,018	352,407	-	-	-	2,018
1. 特定健康診査等 事業費	350,389	2,018	352,407	-	-	-	2,018

(単位：千円)

節	細節	概	要	説	明
区	分				
金	額				
1. 報酬 3,773	3. 非常勤職員報酬 3,773	1. 人件費			18,238
		(1) パートタイム会計年度任用職員			6,274
		ア. 報酬			3,773
		イ. 手当			1,650
		ウ. 共済費			851
		(2) 一般職員			10,671
		(3) 任期付短時間職員			1,293
2. 給料 5,309	2. 一般職給 5,309				
3. 職員手当等 6,433	2. 地域手当 532 5. 時間外勤務手当 621 10. 期末手当 2,803 11. 勤勉手当 2,477				
4. 共済費 2,723	3. 共済組合負担金 2,112 10. 厚生年金負担金 611				
1. 報酬 920	3. 非常勤職員報酬 920	1. 人件費			2,018
		(1) パートタイム会計年度任用職員			1,550
		ア. 報酬			920
		イ. 手当			416
		ウ. 共済費			214
		(2) 任期付短時間職員			468
2. 給料 253	2. 一般職給 253				
3. 職員手当等 566	2. 地域手当 26 10. 期末手当 290				

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
歳 出 合 計	40,081,508	20,256	40,101,764	-	-	-	20,256

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	11. 勤勉手当 250	
4. 共 済 費 279	3. 共済組合負担金 112 10. 厚生年金負担金 167	

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前	(37) 35	43,108	140,902	110,028	294,038	58,387	352,425	
補正額	(-) -	4,693	5,562	6,999	17,254	3,002	20,256	
補正後	(37) 35	47,801	146,464	117,027	311,292	61,389	372,681	

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	901	-	901
	地 域 手 当	14,554	558	15,112
	通 勤 手 当	3,785	-	3,785
	管 理 職 手 当	3,732	-	3,732
	時 間 外 勤 務 手 当	10,220	621	10,841
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	176	-	176
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	41,885	3,093	44,978
	勤 勉 手 当	33,587	2,727	36,314
	住 居 手 当	1,188	-	1,188

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	5,562	1 給与改定に伴う増減分	5,562		人事院勧告による給料月額の改定  改定率 3.01%  給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		2 その他の増減分	-		

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
職員手当	6,999	1 制度改正に 伴う増減分	1,702	期末手当	851	12月期 1.225月分→1.275月分 実施時期 令和6年12月1日
				勤勉手当	851	12月期 1.025月分→1.075月分 実施時期 令和6年12月1日
		2 その他の 増減分	5,297	扶養手当	-	
				地域手当	558	
				通勤手当	-	
				管理職手当	-	
				時間外勤務手当	621	
				夜間勤務手当	-	
				特殊勤務手当	-	
				宿日直手当	-	
				期末手当	2,242	
				勤勉手当	1,876	
				退職手当	-	
				住居手当	-	

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 前	2.25	2.25	4.50	有
補 正 後	2.25	2.35	4.60	有
国 の 制 度	2.25	2.35	4.60	有



令和 6 年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 18,071千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,148,026千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年（2024 年）12 月 16 日提出

枚方市長 伏見 隆





歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
6. 繰入金	6,473,837	18,071	6,491,908		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	5,805,868	18,071	5,823,939		
1. 一般会計繰入金	5,805,868	18,071	5,823,939	3. 職員給与等繰入金	18,071
歳 入 合 計	39,129,955	18,071	39,148,026		

細 節	
区 分	金 額
1. 職員給与等繰入金	18,071

概 要 説 明	
1. 職員給与等繰入金	18,071

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	699,717	18,071	717,788	-	-	-	18,071
(項)							
(1) 総務管理費	466,452	18,071	484,523	-	-	-	18,071
1. 一般管理費	466,452	18,071	484,523	-	-	-	18,071
歳 出 合 計	39,129,955	18,071	39,148,026	-	-	-	18,071

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
1. 報 酬 6,686	3. 非常勤職員報酬 6,686	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 (2) 一般職員 (3) 再任用職員	18,071 11,135 6,686 2,959 1,490 6,855 81
2. 給 料 2,961	2. 一般職給 2,961		
3. 職員手当等 5,806	2. 地域手当 297 5. 時間外勤務手当 237 10. 期末手当 2,805 11. 勤勉手当 2,467		
4. 共 済 費 2,618	3. 共済組合負担金 1,740 10. 厚生年金負担金 878		

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(43) 27	73,376	101,508	98,712	273,596	52,970	326,566	
補 正 額	(-) -	6,686	2,961	5,806	15,453	2,618	18,071	
補 正 後	(43) 27	80,062	104,469	104,518	289,049	55,588	344,637	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	2,946	-	2,946
	地 域 手 当	10,763	297	11,060
	通 勤 手 当	3,756	-	3,756
	管 理 職 手 当	3,168	-	3,168
	時 間 外 勤 務 手 当	8,923	237	9,160
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	31	-	31
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	37,276	2,805	40,081
	勤 勉 手 当	30,646	2,467	33,113
	住 居 手 当	1,203	-	1,203

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考	
給 料	2,961	1 給与改定に 伴う増減分	2,961		人事院勧告による給料月額の改定  改定率 3.01%  給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		2 その他の 増減分	-		

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
職員手当	5,806	1 制度改正に伴う増減分	1,610	期末手当	805	12月期 1. 225月分→1. 275月分 実施時期 令和6年12月1日
				勤勉手当	805	12月期 1. 025月分→1. 075月分 実施時期 令和6年12月1日
		2 その他の増減分	4,196	扶養手当	-	
				地域手当	297	
				通勤手当	-	
				管理職手当	-	
				時間外勤務手当	237	
				夜間勤務手当	-	
				特殊勤務手当	-	
				宿日直手当	-	
				期末手当	2,000	
				勤勉手当	1,662	
				退職手当	-	
				住居手当	-	

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 前	2.25	2.25	4.50	有
補 正 後	2.25	2.35	4.60	有
国 の 制 度	2.25	2.35	4.60	有



## 令和6年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和6年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,099千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,925,383千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年（2024年）12月16日提出

枚方市長 伏見 隆





歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 繰入金	1,606,666	3,099	1,609,765		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	1,606,666	3,099	1,609,765		
1. 一般会計繰入金	1,606,666	3,099	1,609,765	3. 職員給与等繰入金	3,099
歳入合計	8,922,284	3,099	8,925,383		

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
1. 職員給与等繰入金	3,099	1. 職員給与等繰入金 3,099

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	212,667	3,099	215,766	-	-	-	3,099
(項)							
(1) 総務管理費	188,937	3,099	192,036	-	-	-	3,099
1. 一般管理費	188,937	3,099	192,036	-	-	-	3,099
歳 出 合 計	8,922,284	3,099	8,925,383	-	-	-	3,099

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 909	3. 非常勤職員報酬 909	1. 人 件 費 3,099 (1) パートタイム会計年度任用職員 1,522 ア. 報 酬 909 イ. 手 当 404 ウ. 共 済 費 209
2. 給 料 662	2. 一般職給 662	(2) 一般職員 1,391 (3) 再任用職員 186
3. 職員手当等 1,062	2. 地域手当 67 5. 時間外勤務手当 54 10. 期末手当 498 11. 勤勉手当 443	
4. 共 済 費 466	3. 共済組合負担金 341 10. 厚生年金負担金 125	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(10) 8	10,140	30,588	22,242	62,970	12,899	75,869	
補 正 額	(-) -	909	662	1,062	2,633	466	3,099	
補 正 後	(10) 8	11,049	31,250	23,304	65,603	13,365	78,968	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	636	-	636
	地 域 手 当	3,183	67	3,250
	通 勤 手 当	640	-	640
	管 理 職 手 当	600	-	600
	時 間 外 勤 務 手 当	1,648	54	1,702
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	66	-	66
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	8,448	498	8,946
	勤 勉 手 当	6,724	443	7,167
	住 居 手 当	297	-	297

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	662	1 給与改定に伴う増減分	662	人事院勧告による給料月額の改定 改定率 3.01% 給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		2 その他の増減分	-	

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考	
職員手当	1,062	1 制度改正に伴う増減分	334	期末手当 167 12月期 1.225月分→1.275月分 実施時期 令和6年12月1日 勤勉手当 167 12月期 1.025月分→1.075月分 実施時期 令和6年12月1日	
		2 その他の増減分	728	扶養手当 - 地域手当 67 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 54 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 331 勤勉手当 276 退職手当 - 住居手当 -	

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 前	2.25	2.25	4.50	有
補 正 後	2.25	2.35	4.60	有
国 の 制 度	2.25	2.35	4.60	有

令和6年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度大阪府枚方市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和6年度大阪府枚方市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	6,213,316	20,524	6,233,840
第1項 営業費用	5,798,235	20,524	5,818,759

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,035,648千円は、当年度消費税資本的収支調整額490,117千円、建設改良積立金1,005,434千円、当年度損益勘定留保資金2,540,097千円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	7,538,225	9,573	7,547,798
第1項 建設改良費	5,622,271	9,573	5,631,844

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	908,235	30,097	938,332

令和6年(2024年)12月16日提出

枚方市長 伏見 隆

令和6年度大阪府枚方市水道事業

1. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業費用		6,213,316	20,524	6,233,840
営業費用		5,798,235	20,524	5,818,759
	原水及び浄水費	1,793,029	3,043	1,796,072
	配水及び給水費	912,830	11,916	924,746
	業 務 費	261,568	1,666	263,234

# 会計補正予算説明書（第3号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		千円	
給 料	1,185	1. 人件費	3,043
手 当 等	1,042	(1) 給料	1,185
法 定 福 利 費	450	ア. 一般職員	1,090
賞与等引当金繰入額	366	イ. 再任用職員	95
		(2) 手当等	1,042
		ア. 地域手当	120
		イ. 時間外勤務手当	7
		ウ. 期末手当	480
		エ. 勤勉手当	435
		(3) 法定福利費	450
		共済組合負担金	
		(4) 賞与等引当金繰入額	366
		ア. 賞与分	305
		イ. 法定福利費分	61
給 料	3,753	1. 人件費	11,916
報 酬	981	(1) 給料	3,753
手 当 等	4,030	ア. 一般職員	3,703
法 定 福 利 費	1,705	イ. 再任用職員	50
賞与等引当金繰入額	1,447	(2) 報酬	981
		パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	4,030
		ア. 地域手当	376
		イ. 時間外手当	45
		ウ. 期末手当	1,893
		エ. 勤勉手当	1,716
		(4) 法定福利費	1,705
		ア. 共済組合負担金	1,570
		イ. 厚生年金負担金	135
		(5) 賞与等引当金繰入額	1,447
		ア. 賞与分	1,204
		イ. 法定福利費分	243
給 料	656	1. 人件費	1,666
手 当 等	569	(1) 給料	656
法 定 福 利 費	245	ア. 一般職員	606
		イ. 再任用職員	50
		(2) 手当等	569
		ア. 地域手当	66
		イ. 時間外勤務手当	16

款 項	目	補正前の額	補正額	計
	総 係 費	309,073	3,899	312,972
支 出	合 計	6,213,316	20,524	6,233,840

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
賞与等引当金繰入額	196	ウ．期末手当 エ．勤勉手当 (3) 法定福利費 共済組合負担金 (4) 賞与等引当金繰入額 ア．賞与分 イ．法定福利費分	256 231 245 196 163 33
給 料	1,219	1. 人件費 (1) 給料 一般職員	3,899 1,219
報 酬	226	(2) 報酬 パートタイム会計年度任用職員	226
手 当 等	1,413	(3) 手当等 ア．地域手当 イ．時間外勤務手当 ウ．期末手当 エ．勤勉手当	1,413 122 63 659 569
法 定 福 利 費	548	(4) 法定福利費 ア．共済組合負担金 イ．厚生年金負担金	548 516 32
賞与等引当金繰入額	493	(5) 賞与等引当金繰入額 ア．賞与分 イ．法定福利費分	493 410 83

## 2. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		7,538,225	9,573	7,547,798
建設改良費		5,622,271	9,573	5,631,844
	事務費	285,629	9,573	295,202
支出合計		7,538,225	9,573	7,547,798

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明
区 分	金 額	千円
給 料	3,705	1. 人件費 9,573 (1) 給料 3,705 一般職員
報 酬	693	(2) 報酬 693 パートタイム会計年度任用職員
手 当 等	3,630	(3) 手当等 3,630 ア. 地域手当 371 イ. 時間外勤務手当 193 ウ. 期末手当 1,615 エ. 勤勉手当 1,451
法 定 福 利 費	1,545	(4) 法定福利費 1,545 ア. 共済組合負担金 1,453 イ. 厚生年金負担金 92

## 給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数			給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	
	特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
	管 理 者 (人)	そ の 他 (人)								
補 正 前	損 益 勘 定 員	1	9	(15) 69	16,320	276,431	252,064	544,815	102,220	647,035
	資 本 勘 定 員	-	-	(3) 31	5,677	113,854	90,845	210,376	42,537	252,913
	合 計	1	9	(18) 100	21,997	390,285	342,909	755,191	144,757	899,948
補 正 額	損 益 勘 定 員	-	-	(-) -	1,207	6,813	9,136	17,156	3,368	20,524
	資 本 勘 定 員	-	-	(-) -	693	3,705	3,630	8,028	1,545	9,573
	合 計	-	-	(-) -	1,900	10,518	12,766	25,184	4,913	30,097
補 正 後	損 益 勘 定 員	1	9	(15) 69	17,527	283,244	261,200	561,971	105,588	667,559
	資 本 勘 定 員	-	-	(3) 31	6,370	117,559	94,475	218,404	44,082	262,486
	合 計	1	9	(18) 100	23,897	400,803	355,675	780,375	149,670	930,045

※ 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、下水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	13,602	-	13,602
	地 域 手 当	41,835	1,055	42,890
	通 勤 手 当	11,907	-	11,907
	管 理 職 手 当	14,472	-	14,472
	時 間 外 勤 務 手 当	34,527	324	34,851
	特 殊 勤 務 手 当	272	-	272
	住 居 手 当	8,183	-	8,183
	期 末 手 当	97,353	6,001	103,354
	勤 勉 手 当	79,002	5,386	84,388
	退 職 給 付 費	41,756	-	41,756

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明		備考
給料	10,518	1. 給与改定に伴う増減分	10,518	10,518		人事院勧告による給料月額の改定 改定率 3.01% 給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		2. その他の増減分	-			
手当	12,723	1. 制度改正に伴う増減分	4,114	期末手当 2,088 勤勉手当 2,026		12月期 1. 225月分→1. 275月分 実施時期 令和6年12月1日 12月期 1. 025月分→1. 075月分 実施時期 令和6年12月1日
		2. その他の増減分	8,609	扶養手当 - 地域手当 1,055 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 324 特殊勤務手当 - 住居手当 - 期末手当 3,870 勤勉手当 3,360 退職給付費 -		

3. 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補正前	2.25	2.25	4.50	有
補正後	2.25	2.35	4.60	有
一般会計の制度	2.25	2.35	4.60	有



令和6年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和6年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業費用	11,590,073 千円	246,710 千円	11,836,783 千円
第1項 医業費用	11,193,755 千円	246,710 千円	11,440,465 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 給 与 費	5,652,374 千円	246,710 千円	5,899,084 千円

令和6年（2024年）12月16日 提出

枚方市長 伏 見 隆

1. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病 院 事 業 費 用		11,590,073	246,710	11,836,783
1. 医 業 費 用		11,193,755	246,710	11,440,465
	1. 給 与 費	5,652,374	246,710	5,899,084
支 出 合 計		11,590,073	246,710	11,836,783

病院事業会計補正予算説明書（第3号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	85,629	1. 給 料	85,629
		(1) 一般職	77,364
		ア. 医師給	8,872
		イ. 看護師給	52,900
		ウ. 医療技術員給	12,496
		エ. 事務員給	3,096
		(2) 再任用職員	436
		ア. 看護師給	294
		イ. 医療技術員給	92
		ウ. 事務員給	50
		(3) 任期付職員	7,829
		ア. 医師給	7,649
		イ. 看護師給	180
手 当 等	86,806	2. 手 当 等	86,806
		(1) 地域手当	8,568
		(2) 時間外勤務手当	3,213
		(3) 夜間勤務手当	576
		(4) 期末手当	39,945
		(5) 勤勉手当	34,504
報 酬	35,798	3. 報 酬	35,798
		嘱託給	
法 定 福 利 費	38,477	4. 法定福利費	38,477
		(1) 共済組合負担金	33,832
		(2) 厚生年金負担金	4,175
		(3) 雇用保険料	470

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数			給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	
	特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
	管 理 者 (人)	そ の 他 (人)								
補 正 前	損益勘定 支弁職員	1	22	(175) 501	347,090	2,027,642	2,374,315	4,749,047	876,442	5,625,489
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	22	(175) 501	347,090	2,027,642	2,374,315	4,749,047	876,442	5,625,489
補 正 額	損益勘定 支弁職員	-	-	-	35,798	85,629	86,806	208,233	38,477	246,710
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	35,798	85,629	86,806	208,233	38,477	246,710
補 正 後	損益勘定 支弁職員	1	22	(175) 501	382,888	2,113,271	2,461,121	4,957,280	914,919	5,872,199
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	22	(175) 501	382,888	2,113,271	2,461,121	4,957,280	914,919	5,872,199

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( )外数とする。

(単位：千円)

区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後	
手 当 の 内 訳	扶 養 手 当	37,411	-	37,411
	地 域 手 当	214,178	8,568	222,746
	通 勤 手 当	56,526	-	56,526
	管 理 職 手 当	76,055	-	76,055
	初 任 給 調 整 手 当	65,859	-	65,859
	時 間 外 勤 務 手 当	120,569	3,213	123,782
	夜 間 勤 務 手 当	34,478	576	35,054
	特 殊 勤 務 手 当	514,854	-	514,854
	宿 日 直 手 当	21,456	-	21,456
	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	192	-	192
	期 末 手 当	550,757	39,945	590,702
	勤 勉 手 当	442,376	34,504	476,880
	住 居 手 当	38,948	-	38,948
	退 職 給 付 費	200,656	-	200,656

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分を含む。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明		備考
給料	85,629	1. 給与改定に伴う増減分	85,629			人事院勧告による給料月額改定 改定率 3.01% 給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		2. その他の増減分	-			
手当	86,743	1. 制度改正に伴う増減分	23,359	期末手当	11,859	12月期 1. 225月分→1. 275月分 実施時期 令和6年12月1日
				勤勉手当	11,500	12月期 1. 025月分→1. 075月分 実施時期 令和6年12月1日
		2. その他の増減分	63,384	扶養手当	-	
				地域手当	8,568	
				通勤手当	-	
				管理職手当	-	
				初任給調整手当	-	
				時間外勤務手当	3,213	
				夜間勤務手当	576	
				特殊勤務手当	-	
				宿日直手当	-	
				管理職員特別勤務手当	-	
				期末手当	28,023	
				勤勉手当	23,004	
				住居手当	-	
				退職給付費	-	

3. 職員手当の状況

期末手当・勤勉手当

区分	支給期別		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正前	2.25	2.25	4.50	有
補正後	2.25	2.35	4.60	有
一般会計の制度	2.25	2.35	4.60	有

議案第81号

令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	11,900,080	17,260	11,917,340
第1項 営業費用	10,720,497	17,260	10,737,757

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,954,846千円は、当年度消費税資本的収支調整額143,225千円、減債積立金84,923千円、過年度損益勘定留保資金3,252,754千円、当年度損益勘定留保資金473,944千円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	8,422,517	8,537	8,431,054
第2項 建設改良事業費	3,561,776	8,537	3,570,313

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	956,007	25,797	981,804

令和6年(2024年)12月16日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和6年度大阪府枚方市下水道事業

1. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
下水道事業費用		11,900,080	17,260	11,917,340
営業費用		10,720,497	17,260	10,737,757
	汚水費	359,677	1,685	361,362
	雨水費	976,622	10,326	986,948
	業務費	159,549	1,140	160,689

# 会計補正予算説明書（第3号）

（単位：千円）

節		概要説明	
区分	金額		
		千円	
給料	549	1. 人件費	1,685
手当等	658	(1) 給料	549
法定福利費	241	ア. 一般職員	517
賞与等引当金繰入額	237	イ. 再任用職員	32
		(2) 手当等	658
		ア. 地域手当	58
		イ. 時間外勤務手当	12
		ウ. 期末手当	305
		エ. 勤勉手当	283
		(3) 法定福利費	241
		ア. 共済組合負担金	236
		イ. 厚生年金負担金	5
		(4) 賞与等引当金繰入額	237
		ア. 賞与分	197
		イ. 法定福利費分	40
給料	3,168	1. 人件費	10,326
報酬	226	(1) 給料	3,168
手当等	5,217	一般職員	
法定福利費	1,715	(2) 報酬	226
		パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	5,217
		ア. 地域手当	319
		イ. 時間外勤務手当	88
		ウ. 期末手当	2,548
		エ. 勤勉手当	2,262
		(4) 法定福利費	1,715
		ア. 共済組合負担金	1,687
		イ. 厚生年金負担金	28
給料	202	1. 人件費	1,140
報酬	226	(1) 給料	202
手当等	405	一般職員	
法定福利費	154	(2) 報酬	226
		パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	405
		ア. 地域手当	21
		イ. 時間外勤務手当	5
		ウ. 期末手当	198
		エ. 勤勉手当	181

款 項	目	補正前の額	補正額	計
	総 係 費	350,914	4,109	355,023
支 出	合 計	11,900,080	17,260	11,917,340

(単位：千円)

節		概要説明	
区分	金額		
賞与等引当金繰入額	153	(4) 法定福利費	154
		ア．共済組合負担金	122
		イ．厚生年金負担金	32
		(5) 賞与等引当金繰入額	153
		ア．賞与分	127
		イ．法定福利費分	26
給料	1,460	1. 人件費	4,109
		(1) 給料	1,460
		ア．一般職員	1,359
		イ．再任用職員	101
報酬	226	(2) 報酬	226
		パートタイム会計年度任用職員	
手当等	1,511	(3) 手当等	1,511
		ア．地域手当	148
		イ．時間外勤務手当	99
		ウ．期末手当	680
		エ．勤勉手当	584
法定福利費	611	(4) 法定福利費	611
		ア．共済組合負担金	579
		イ．厚生年金負担金	32
賞与等引当金繰入額	301	(5) 賞与等引当金繰入額	301
		ア．賞与分	246
		イ．法定福利費分	55

千円

## 2. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		8,422,517	8,537	8,431,054
建設改良事業費		3,561,776	8,537	3,570,313
	建設改良事務費	341,163	8,537	349,700
支出合計		8,422,517	8,537	8,431,054

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		千円	
給 料	3,525	1. 人件費	8,537
報 酬	226	(1) 給料	3,525
手 当 等	3,365	ア. 一般職員	3,475
法 定 福 利 費	1,421	イ. 再任用職員	50
		(2) 報酬	226
		パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	3,365
		ア. 地域手当	355
		イ. 時間外勤務手当	36
		ウ. 期末手当	1,560
		エ. 勤勉手当	1,414
		(4) 法定福利費	1,421
		ア. 共済組合負担金	1,389
		イ. 厚生年金負担金	32

# 給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分		職 員 数			給 与 費				法 福 利 定 費	合 計
		特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
		管 理 者 (人)	そ の 他 (人)							
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(14) 65	12,865	263,200	284,489	560,554	97,067	657,621
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(1) 34	1,737	129,089	110,341	241,167	48,044	289,211
	合 計	-	-	(15) 99	14,602	392,289	394,830	801,721	145,111	946,832
補 正 額	損 益 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(-) -	678	5,379	8,361	14,418	2,842	17,260
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(-) -	226	3,525	3,365	7,116	1,421	8,537
	合 計	-	-	(-) -	904	8,904	11,726	21,534	4,263	25,797
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(14) 65	13,543	268,579	292,850	574,972	99,909	674,881
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(1) 34	1,963	132,614	113,706	248,283	49,465	297,748
	合 計	-	-	(15) 99	15,506	401,193	406,556	823,255	149,374	972,629

※ 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当		13,098	-
地 域 手 当		41,809	901	42,710
通 勤 手 当		11,762	-	11,762
管 理 職 手 当		14,209	-	14,209
時 間 外 勤 務 手 当		47,774	240	48,014
特 殊 勤 務 手 当		505	-	505
住 居 手 当		6,805	-	6,805
期 末 手 当		97,344	5,591	102,935
勤 勉 手 当		78,508	4,994	83,502
退 職 給 付 費		83,016	-	83,016

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明		備考
給料	8,904	1. 給与改定に伴う増減分	8,904	8,904		人事院勧告による給料月額の改定 改定率 3.01% 給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		2. その他の増減分	-			
手当	11,690	1. 制度改正に伴う増減分	4,042	期末手当 2,021	12月期	1. 225月分→1. 275月分 実施時期 令和6年12月1日
				勤勉手当 2,021	12月期	1. 025月分→1. 075月分 実施時期 令和6年12月1日
		2. その他の増減分	7,648	扶養手当 -		
				地域手当 901		
				通勤手当 -		
				管理職手当 -		
				時間外勤務手当 240		
				特殊勤務手当 -		
				住居手当 -		
				期末手当 3,534		
				勤勉手当 2,973		
				退職給付費 -		

3. 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補正前	2.25	2.25	4.50	有
補正後	2.25	2.35	4.60	有
一般会計の制度	2.25	2.35	4.60	有

議案第 82 号

市長等の給与に関する条例及び市長等の給与に関する特別措置条例の一部改正について

次のとおり市長等の給与に関する条例及び市長等の給与に関する特別措置条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）12 月 16 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 期末手当の支給率を改定するため。

市長等の給与に関する条例及び市長等の給与に関する特別措置条例の一部を改正する条例

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例(昭和60年枚方市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(市長等の給与に関する特別措置条例の一部改正)

第3条 市長等の給与に関する特別措置条例(令和5年枚方市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 市長等の給与に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条、第3条及び次項の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の市長等の給与に関する特別措置条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[第1条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合には、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[第2条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合には、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める</p>	<p>[第1条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合には、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[第2条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合には、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める割</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔第3条関係〕 （市長の期末手当の特例）</p> <p>第3条 市長の期末手当の額の算定についての市長等の給与に関する条例 第5条第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の175</u>」とあるのは、「100分の165」とする。</p> <p>〔第4条関係〕 （市長の期末手当の特例）</p> <p>第3条 市長の期末手当の額の算定についての市長等の給与に関する条例 第5条第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の172.5</u>」とあるのは、「100分の165」とする。</p>	<p>合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔第3条関係〕 （市長の期末手当の特例）</p> <p>第3条 市長の期末手当の額の算定についての市長等の給与に関する条例 第5条第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の170</u>」とあるのは、「100分の165」とする。</p> <p>〔第4条関係〕 （市長の期末手当の特例）</p> <p>第3条 市長の期末手当の額の算定についての市長等の給与に関する条例 第5条第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の175</u>」とあるのは、「100分の165」とする。</p>

議案第 83 号

枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）12 月 16 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 給料月額及び一時金に係る手当の支給率を改定するため。
- 2 地域手当の支給率を改定するため。

枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

(枚方市職員給与条例の一部改正)

第1条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第12条の4第1項中「414,800円」を「416,600円」に改める。

第34条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第34条の5第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

第41条第1項の表中「380,000円」を「392,000円」に、「427,000円」を「440,000円」に、「477,000円」を「492,000円」に、「539,000円」を「555,000円」に改め、同条第6項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の225」を「100分の235」に改める。

第41条の2第1項の表中「181,800円」を「207,400円」に、「187,300円」を「213,600円」に、「196,200円」を「220,000円」に、「205,200円」を「225,600円」に、「210,600円」を「230,000円」に、「215,600円」を「233,300円」に、「220,900円」を「238,200円」に、「225,400円」を「241,400円」に、「229,600円」を「243,800円」に、「240,800円」を「253,200円」に、「252,700円」を「264,700円」に、「264,200円」を「275,900円」に改める。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2（第5条関係）

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	183,500 円	236,000 円	269,300 円	309,100 円	355,200 円	390,800 円	433,100 円	486,700 円	511,600 円
	2	184,600	237,500	270,300	310,700	356,900	393,100	435,200	498,600	523,500
	3	185,800	239,000	271,300	312,300	358,500	395,300	437,300		
	4	186,900	240,500	272,300	313,900	360,100	397,500	439,200		
	5	188,000	242,000	273,300	315,400	361,700	399,700	440,900		
	6	189,700	243,400	274,300	317,000	363,500	402,000	442,700		
	7	191,300	244,800	275,300	318,600	365,000	404,200	444,600		
	8	192,900	246,200	276,400	320,200	366,600	406,500	446,500		
	9	194,500	247,400	277,400	321,700	368,000	408,300	448,300		
	10	196,200	248,600	278,700	323,400	369,600	410,200	450,100		
	11	197,800	249,800	280,000	325,000	371,200	412,100	451,900		
	12	199,400	251,000	281,200	326,600	372,700	413,900	453,600		
	13	201,000	252,100	282,500	328,000	374,600	415,700	455,400		
	14	202,700	253,200	283,800	329,700	376,500	417,500	456,900		
	15	204,400	254,300	285,000	331,400	378,400	419,300	458,300		
	16	206,100	255,400	286,200	333,000	380,200	421,100	459,800		
	17	207,400	256,400	287,300	334,200	381,700	422,700	461,200		
	18	209,000	257,400	288,500	336,100	383,500	424,200	462,500		
	19	210,600	258,400	289,800	337,800	385,200	425,700	463,800		
	20	212,100	259,400	291,100	339,400	386,800	427,200	465,000		
	21	213,600	260,400	292,400	340,900	388,500	428,700	466,000		
	22	215,200	261,300	293,400	342,500	389,900	430,000	466,700		
	23	216,800	262,200	294,400	344,100	391,300	431,300	467,400		
	24	218,400	263,100	295,500	345,700	392,700	432,500	468,100		
	25	220,000	263,900	296,600	347,400	394,100	433,700	468,800		
	26	221,700	264,700	297,800	349,200	395,300	435,000	469,500		
	27	223,000	265,500	298,900	351,000	396,500	436,300	470,100		
	28	224,300	266,300	300,100	352,800	397,500	437,500	470,700		
	29	225,600	267,000	301,300	354,300	398,600	438,700	471,200		
	30	226,700	267,800	302,600	355,700	399,800	439,500	471,800		
	31	227,800	268,600	303,900	357,100	400,900	440,300	472,400		
	32	228,900	269,300	305,200	358,500	402,000	441,100	473,000		
	33	230,000	270,000	306,500	360,000	402,700	441,700	473,500		
	34	231,100	270,800	307,800	360,800	403,400	442,300	474,000		
	35	232,200	271,600	309,100	361,800	404,100	442,900	474,400		
	36	233,300	272,300	310,400	362,800	404,800	443,500	474,700		
	37	234,400	273,000	311,700	363,700	405,400	444,200	475,000		
	38	235,400	273,800	313,000	364,800	406,000	445,000			
	39	236,400	274,600	314,300	365,700	406,500	445,400			
	40	237,300	275,300	315,400	366,700	406,900	446,100			
	41	238,200	276,000	316,300	367,600	407,300	446,600			
	42	239,100	276,700	317,600	368,300	407,500	447,000			
	43	239,900	277,400	318,900	369,000	407,800	447,400			
	44	240,700	278,100	320,200	369,600	408,100	447,800			
	45	241,400	278,800	321,400	370,000	408,400	448,200			
	46	242,000	279,500	322,700	370,600	408,700	448,600			
	47	242,600	280,200	323,900	371,300	409,000	449,000			
	48	243,200	280,900	325,100	372,000	409,300	449,300			
	49	243,800	281,500	326,400	372,300	409,500	449,600			
	50	244,400	282,200	327,500	373,000	409,800	450,000			
	51	245,000	282,800	328,600	373,700	410,100	450,300			
	52	245,500	283,500	329,700	374,300	410,400	450,600			
	53	246,000	284,100	330,400	374,600	410,600	450,900			
	54	246,400	284,800	331,300	375,100	410,900				
	55	246,700	285,400	332,000	375,700	411,200				
	56	247,000	286,100	332,800	376,300	411,500				
	57	247,300	286,700	333,600	376,600	411,700				
	58	247,600	287,400	334,000		412,000				
	59	247,900	288,000	334,600		412,300				
	60	248,200	288,500	335,300		412,500				
	61	248,500	289,000	336,100		412,700				
	62	248,800	289,600	336,800		413,000				
	63	249,100	290,100	337,500		413,300				
	64	249,400	290,700	338,100		413,500				
	65	249,700	291,200	338,600		413,700				
	66	250,000	291,700	339,200		414,000				
	67	250,300	292,300	339,700		414,300				
	68	250,600	292,900	340,300		414,500				
	69	250,900	293,400	340,600		414,700				

70	251,200	293,900	341,100		415,000				
71	251,500	294,300	341,500		415,300				
72	251,800	294,600	341,900		415,500				
73	252,100	294,800	342,300		415,700				
74	252,400		342,800						
75	252,700		343,300						
76	253,000		343,800						
77	253,300		344,100						
78	253,600		344,500						
79	253,900		344,900						
80	254,200		345,300						
81	254,500		345,600						
82	254,800								
83	255,100								
84	255,400								
85	255,700								
86	256,000								
87	256,300								
88	256,600								
89	256,900								
90	257,200								
91	257,500								
92	257,800								
93	258,100								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	153,600	175,600	208,000	223,760	235,920	256,480	290,160	316,960	358,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第3 (第5条関係)

## 技能労務職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	166,500 円	227,700 円	247,600 円	287,700 円	313,000 円
	2	167,700	228,500	248,700	288,200	314,200
	3	168,800	229,300	249,700	288,700	315,400
	4	169,900	230,100	250,700	289,100	316,500
	5	171,200	230,800	251,700	289,500	317,600
	6	172,400	231,600	252,900	289,900	318,700
	7	173,600	232,400	254,000	290,300	319,800
	8	174,800	233,200	255,000	290,700	320,900
	9	175,800	234,000	256,100	291,100	321,900
	10	177,000	234,700	257,100	291,500	323,000
	11	178,300	235,400	258,000	291,900	324,100
	12	179,500	236,100	258,500	292,300	325,200
	13	180,600	236,800	259,100	292,700	326,200
	14	181,800	237,400	259,500	293,100	327,300
	15	183,100	238,000	259,900	293,500	328,400
	16	184,400	238,600	260,400	293,900	329,400
	17	185,700	239,200	260,900	294,300	330,400
	18	187,400	239,800	261,400	294,800	331,400
	19	189,100	240,400	261,900	295,300	332,400
	20	190,800	240,900	262,500	295,800	333,400
	21	192,500	241,400	263,300	296,300	334,400
	22	194,200	241,900	263,900	296,800	335,300
	23	195,800	242,400	264,500	297,300	336,400
	24	197,400	242,900	265,300	297,800	337,400
	25	199,000	243,400	266,100	298,300	338,400
	26	200,500	243,900	266,800	299,000	339,400
	27	202,000	244,300	267,400	299,600	340,400
	28	203,500	244,800	268,200	300,300	341,300
	29	205,000	245,400	269,000	300,900	342,200
	30	206,500	245,900	269,700	301,500	343,100
	31	208,000	246,400	270,400	302,100	344,000
	32	209,500	246,800	271,100	302,600	344,900
	33	211,000	247,200	271,800	303,100	345,800
	34	212,400	247,700	272,500	303,700	346,800
	35	213,800	248,200	273,200	304,300	347,800
	36	215,200	248,600	273,900	304,900	348,700
	37	216,600	249,000	274,600	305,500	349,600
	38	217,700	249,500	275,300	306,200	350,500
	39	218,800	250,000	275,900	306,900	351,400
	40	219,900	250,400	276,500	307,600	352,200
	41	220,900	250,800	277,000	308,200	353,000
	42	221,800	251,300	277,500	308,900	353,800
	43	222,700	251,800	278,000	309,600	354,600
	44	223,600	252,200	278,500	310,200	355,300
	45	224,500	252,600	279,000	310,800	356,000
	46	225,300	253,000	279,500	311,500	356,800
	47	226,100	253,400	280,000	312,200	357,600
	48	226,900	253,800	280,400	312,800	358,200
	49	227,700	254,200	280,800	313,300	358,900
	50	228,400	254,600	281,300	313,800	359,500
	51	229,100	255,000	281,700	314,400	360,200
	52	229,800	255,400	282,200	315,000	360,900
	53	230,500	255,800	282,600	315,600	361,500
	54	231,100	256,200	283,100	316,300	362,000
	55	231,700	256,600	283,600	317,000	362,500
	56	232,300	257,000	284,100	317,700	363,000
	57	233,000	257,300	284,600	318,400	363,400
	58	233,500	257,700	285,200	319,100	364,800
	59	234,000	258,100	285,800	319,800	365,700
	60	234,500	258,400	286,400	320,500	366,700
	61	235,000	258,700	287,000	321,200	367,600
	62	235,400	259,100	287,600	321,900	368,300

63	235,800	259,500	288,200	322,600	369,000
64	236,200	259,800	288,800	323,300	369,600
65	236,600	260,100	289,300	324,000	370,000
66	236,900	260,400	289,800	324,700	370,600
67	237,200	260,700	290,300	325,400	371,300
68	237,500	260,900	290,800	326,100	372,000
69	237,800	261,100	291,300	326,800	372,300
70	238,100	261,400	291,800	327,500	373,000
71	238,400	261,700	292,200	328,200	373,700
72	238,700	261,900	292,600	328,900	374,300
73	238,900	262,100	293,000	329,600	374,600
74	239,200	262,400	293,400	330,300	
75	239,500	262,700	293,800	331,000	
76	239,700	262,900	294,200	331,700	
77	239,900	263,100	294,600	332,400	
78	240,200	263,400	295,000	333,100	
79	240,500	263,700	295,400	333,800	
80	240,700	263,900	295,900	334,500	
81	240,900	264,100	296,200	335,200	
82	241,200	264,400	296,700	335,900	
83	241,500	264,700	297,200	336,600	
84	241,700	264,900	297,700	337,300	
85	241,900	265,100	298,000	338,000	
86	242,200	265,300	298,500	338,700	
87	242,500	265,600	299,000	339,400	
88	242,700	265,900	299,300	340,100	
89	242,900	266,100	299,700	340,800	
90	243,200	266,300	300,200		
91	243,500	266,600	300,700		
92	243,700	266,800	301,200		
93	243,900	267,100	301,500		
94	244,200	267,400	301,900		
95	244,500	267,700	302,400		
96	244,700	267,900	302,900		
97	244,900	268,100	303,300		
98	245,200	268,400	303,700		
99	245,400	268,600	304,000		
100	245,700	268,900	304,300		
101	245,900	269,100	304,600		
102	246,100	269,300	305,000		
103	246,400	269,600	305,300		
104	246,700	269,900	305,700		
105	246,900	270,100	306,000		
106	247,200	270,300	306,400		
107	247,500	270,600	306,800		
108	247,700	270,800	307,100		
109	247,900	271,100	307,300		
110	248,200	271,400	307,600		
111	248,500	271,700	307,900		
112	248,700	271,900	308,100		
113	248,900	272,100	308,300		
114	249,200	272,400	308,600		
115	249,500	272,600	308,900		
116	249,700	272,800	309,100		
117	249,900	273,100	309,300		
118	250,200	273,400			
119	250,500	273,700			
120	250,700	273,900			
121	250,900	274,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	158,320	167,200	182,000	204,720	223,840

備考 この表は、作業員、調理員その他これに類する職員（市長が定める職員を除く。）に適用する。

別表第4（第5条関係）

## 医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	291,400 円	370,000 円	426,700 円	484,400 円
2	293,700	372,600	428,700	486,200
3	296,000	375,100	430,700	488,000
4	298,200	377,600	432,600	489,800
5	300,300	380,100	434,500	491,600
6	303,800	382,800	436,100	493,300
7	307,300	385,500	437,700	495,000
8	310,700	388,100	439,300	496,700
9	314,100	390,200	440,900	498,400
10	317,600	392,700	442,700	500,500
11	321,000	395,200	444,500	502,600
12	324,400	397,700	446,300	504,700
13	327,800	400,300	448,100	506,700
14	331,300	403,000	449,900	508,600
15	334,700	405,600	451,700	510,700
16	338,100	408,100	453,500	512,700
17	341,500	410,500	455,100	514,600
18	344,600	412,700	457,100	516,600
19	347,700	414,800	459,000	518,600
20	350,800	416,900	460,900	520,400
21	354,000	419,000	462,300	522,200
22	357,100	420,500	464,100	524,000
23	360,200	422,000	465,900	525,800
24	363,200	423,500	467,700	527,600
25	366,200	424,900	469,500	529,200
26	368,500	426,400	471,300	531,000
27	370,800	427,900	473,100	532,800
28	373,000	429,300	474,900	534,600
29	374,900	430,700	476,700	536,200
30	376,600	432,200	478,500	538,000
31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800
40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600

63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	
72		480,400	533,800	
73		480,800	534,600	
74		481,400	535,500	
75		482,100	536,400	
76		482,800	537,100	
77		483,200	537,900	
78		483,800	538,800	
79		484,400	539,700	
80		484,900	540,600	
81		485,400	541,400	
82		485,900	542,300	
83		486,400	543,200	
84		486,900	544,100	
85		487,300	544,900	
86		487,800	545,800	
87		488,200	546,700	
88		488,700	547,600	
89		489,200	548,400	
90		489,800		
91		490,400		
92		490,800		
93		491,300		
94		491,900		
95		492,500		
96		493,000		
97		493,500		

備考 この表は、医師及び歯科医師で、市長が定めるものに適用する。

第2条 枚方市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第34条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第34条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第41条第6項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の235」を「100分の230」に改める。

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第26条第1項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2 (第4条関係)

## 行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	183,500 円	236,000 円
2	184,600	237,500
3	185,800	239,000
4	186,900	240,500
5	188,000	242,000
6	189,700	243,400
7	191,300	244,800
8	192,900	246,200
9	194,500	247,400
10	196,200	248,600
11	197,800	249,800
12	199,400	251,000
13	201,000	252,100
14	202,700	253,200
15	204,400	254,300
16	206,100	255,400
17	207,400	256,400
18	209,000	257,400
19	210,600	258,400
20	212,100	259,400
21	213,600	260,400
22	215,200	261,300
23	216,800	262,200
24	218,400	263,100
25	220,000	263,900
26	221,700	264,700
27	223,000	265,500
28	224,300	266,300
29	225,600	267,000
30	226,700	267,800
31	227,800	268,600
32	228,900	269,300
33	230,000	270,000
34	231,100	270,800
35	232,200	271,600
36	233,300	272,300
37	234,400	273,000
38	235,400	273,800
39	236,400	274,600
40	237,300	275,300
41	238,200	276,000
42	239,100	276,700
43	239,900	277,400
44	240,700	278,100
45	241,400	278,800
46	242,000	279,500
47	242,600	280,200
48	243,200	280,900
49	243,800	281,500
50	244,400	282,200
51	245,000	282,800
52	245,500	283,500
53	246,000	284,100
54	246,400	284,800
55	246,700	285,400
56	247,000	286,100
57	247,300	286,700
58	247,600	287,400
59	247,900	288,000
60	248,200	288,500
61	248,500	289,000
62	248,800	289,600

63	249,100	290,100
64	249,400	290,700
65	249,700	291,200
66	250,000	291,700
67	250,300	292,300
68	250,600	292,900
69	250,900	293,400
70	251,200	293,900
71	251,500	294,300
72	251,800	294,600
73	252,100	294,800
74	252,400	
75	252,700	
76	253,000	
77	253,300	
78	253,600	
79	253,900	
80	254,200	
81	254,500	
82	254,800	
83	255,100	
84	255,400	
85	255,700	
86	256,000	
87	256,300	
88	256,600	
89	256,900	
90	257,200	
91	257,500	
92	257,800	
93	258,100	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない会計年度任用職員に適用する。

## 技能労務職給料表

職務 の級 号給	1級	
	給料月額	
1		166,500 円
2		167,700
3		168,800
4		169,900
5		171,200
6		172,400
7		173,600
8		174,800
9		175,800
10		177,000
11		178,300
12		179,500
13		180,600
14		181,800
15		183,100
16		184,400
17		185,700
18		187,400
19		189,100
20		190,800
21		192,500
22		194,200
23		195,800
24		197,400
25		199,000
26		200,500
27		202,000
28		203,500
29		205,000
30		206,500
31		208,000
32		209,500
33		211,000
34		212,400
35		213,800
36		215,200
37		216,600
38		217,700
39		218,800
40		219,900
41		220,900
42		221,800
43		222,700
44		223,600
45		224,500
46		225,300
47		226,100
48		226,900
49		227,700
50		228,400
51		229,100
52		229,800
53		230,500
54		231,100
55		231,700
56		232,300
57		233,000
58		233,500
59		234,000
60		234,500
61		235,000

62	235,400
63	235,800
64	236,200
65	236,600
66	236,900
67	237,200
68	237,500
69	237,800
70	238,100
71	238,400
72	238,700
73	238,900
74	239,200
75	239,500
76	239,700
77	239,900
78	240,200
79	240,500
80	240,700
81	240,900
82	241,200
83	241,500
84	241,700
85	241,900
86	242,200
87	242,500
88	242,700
89	242,900
90	243,200
91	243,500
92	243,700
93	243,900
94	244,200
95	244,500
96	244,700
97	244,900
98	245,200
99	245,400
100	245,700
101	245,900
102	246,100
103	246,400
104	246,700
105	246,900
106	247,200
107	247,500
108	247,700
109	247,900
110	248,200
111	248,500
112	248,700
113	248,900
114	249,200
115	249,500
116	249,700
117	249,900
118	250,200
119	250,500
120	250,700
121	250,900

備考 この表は、作業員、調理員その他これに類する会計年度任用職員に適用する。

第4条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第12条第4項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第26条第1項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3項及び第5項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）第12条の4第1項、第41条第1項及び第41条の2第1項並びに別表第2から別表第4までの規定並びに任期を1年とする職として市長が定める職にある会計年度任用職員（以下「通年任用の会計年度任用職員」という。）に適用する場合における第3条の規定による改正後の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新会計年度任用職員給与条例」という。）別表第2及び別表第3の規定は令和6年4月1日から、新給与条例第34条の2第2項及び第3項、第34条の5第2項並びに第41条第6項の規定並びに新会計年度任用職員給与条例第8条第2項及び第26条第1項の規定は同年12月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例又は新会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、この条例の施行の日以後最初の給料又は報酬の支給の日に支給する。

(枚方市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の枚方市職員給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 令和7年3月31日までの間、通年任用の会計年度任用職員以外の会計年度任用職員についての給料月額及び基本報酬の額は、新会計年度任用職員給与条例別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第12条第4項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[第1条関係]</p> <p>第12条の4 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額416,600円を超えない範囲内で、第19条第2項に規定する地域手当の支給割合の決定に際して参酌した事項を勘案して規則で定める額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第34条の2 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第34条の5 [略]</p>	<p>[第1条関係]</p> <p>第12条の4 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額414,800円を超えない範囲内で、第19条第2項に規定する地域手当の支給割合の決定に際して参酌した事項を勘案して規則で定める額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第34条の2 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第34条の5 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）																		
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第41条 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="212 1241 1099 1390"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td><u>392,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td><u>440,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	号	給	給 料 月 額	1		<u>392,000円</u>	2		<u>440,000円</u>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第41条 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1182 1241 2069 1390"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td><u>380,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td><u>427,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	号	給	給 料 月 額	1		<u>380,000円</u>	2		<u>427,000円</u>
号	給	給 料 月 額																	
1		<u>392,000円</u>																	
2		<u>440,000円</u>																	
号	給	給 料 月 額																	
1		<u>380,000円</u>																	
2		<u>427,000円</u>																	

新（改正後）		旧（現 行）	
3	<u>492,000円</u>	3	<u>477,000円</u>
4	<u>555,000円</u>	4	<u>539,000円</u>
2～5 [略]		2～5 [略]	
6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の235</u> 」とする。		6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の225</u> 」とする。	
7 [略] (任期付常勤職員の給料の特例)		7 [略] (任期付常勤職員の給料の特例)	
第41条の2 任期付職員条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第41条の2 任期付職員条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号	給	給	料 月 額
1	1		<u>207,400円</u>
	2		<u>213,600円</u>
	3		<u>220,000円</u>
2	1		<u>225,600円</u>
	2		<u>230,000円</u>
	3		<u>233,300円</u>
3	1		<u>238,200円</u>
	2		<u>241,400円</u>
	3		<u>243,800円</u>
4	1		<u>253,200円</u>
	2		<u>264,700円</u>
号	給	給	料 月 額
1	1		<u>181,800円</u>
	2		<u>187,300円</u>
	3		<u>196,200円</u>
2	1		<u>205,200円</u>
	2		<u>210,600円</u>
	3		<u>215,600円</u>
3	1		<u>220,900円</u>
	2		<u>225,400円</u>
	3		<u>229,600円</u>
4	1		<u>240,800円</u>
	2		<u>252,700円</u>

新（改正後）	旧（現 行）								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">275,900円</td> </tr> </table>		3		275,900円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">264,200円</td> </tr> </table>		3		264,200円
	3		275,900円						
	3		264,200円						
<p>2・3 [略]</p>	<p>2・3 [略]</p>								
<p>[第2条関係]</p>	<p>[第2条関係]</p>								
<p>第19条 [略]</p>	<p>第19条 [略]</p>								
<p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額とする。</p>								
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>								
<p>(期末手当)</p>	<p>(期末手当)</p>								
<p>第34条の2 [略]</p>	<p>第34条の2 [略]</p>								
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>								
<p>表 [略]</p>	<p>表 [略]</p>								
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p>								
<p>4～6 [略]</p>	<p>4～6 [略]</p>								
<p>(勤勉手当)</p>	<p>(勤勉手当)</p>								
<p>第34条の5 [略]</p>	<p>第34条の5 [略]</p>								
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者</p>								

新（改正後）	旧（現 行）
<p>が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 [略]</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」とする。</p> <p>7 [略]</p> <p>[第3条関係]</p> <p>（期末手当）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、</p>	<p>が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 [略]</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の235</u>」とする。</p> <p>7 [略]</p> <p>[第3条関係]</p> <p>（期末手当）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(任命権者が支給する勤勉手当の額の総額)</p> <p>第26条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項(第19条第2項において準用する場合を含む。)の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>[第4条関係]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(基本報酬)</p> <p>第12条 [略]</p>	<p>基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(任命権者が支給する勤勉手当の額の総額)</p> <p>第26条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項(第19条第2項において準用する場合を含む。)の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>[第4条関係]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(基本報酬)</p> <p>第12条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項の基準月額、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間であるとした場合において第4条及び第5条の規定を準用したときに決定される号給に応じた給料月額に、当該額の<u>100分の12</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>5 [略]</p> <p>（任命権者が支給する勤勉手当の額の総額）</p> <p>第26条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項の基準月額、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間であるとした場合において第4条及び第5条の規定を準用したときに決定される号給に応じた給料月額に、当該額の<u>100分の10</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>5 [略]</p> <p>（任命権者が支給する勤勉手当の額の総額）</p> <p>第26条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 [略]</p>